

賃貸住宅の 断熱・再エネ集中促進事業 助成金申請の手引 (再エネ導入) Ver. 1.0

事前申込期間 : 令和 7 年 6 月 26 日から公社が定める日まで

実績報告期間 : 令和 7 年 6 月 26 日から令和 11 年 3 月 30 日まで

＜お問合せ先・申請書類の提出先＞

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

TEL : 03-6258-5317

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）9 時 00 分～17 時 00 分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても、厳正な助成金交付の執行をするとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業」（以下「本事業」という。）に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業の実施については、「賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）「賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付要綱（再エネ導入）」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

更新履歴

バージョン	更新日	更新内容
1.0	令和7年6月26日	初版公開

目次

助成金を申請される皆様へ	2
1. 事業概要	6
1.1 目的	6
1.2 事業スキーム	6
1.3 申請手続きの流れ	7
1.4 事前申込（交付要綱第 7 条）	8
1.5 交付申請（交付要綱第 11 条）	9
2. 助成内容	10
2.1 助成対象者（実施要綱第 4、交付要綱第 3 条参照）	10
2.2 助成対象事業の要件（実施要綱第 4 参照）	12
2.3 助成対象経費（実施要綱第 4、交付要綱第 5 条参照）	19
2.4 助成金の交付額（実施要綱第 4 条、交付要綱第 6 条参照）	25
2.5 交付の条件（交付要綱第 12 条参照）	28
3. 申請の方法	30
3.1 事前申込（交付要綱第 7 条参照）	30
3.2 事前申込の廃止（交付要綱第 8 条参照）	30
3.3 交付申請（交付要綱第 11 条参照）	30

3.4	手続代行者（交付要綱第9条、10条参照）	31
3.5	助成金額の確定及び助成金の交付（交付要綱第15条参照）	32
3.6	申請の撤回（交付要綱第17条参照）	32
3.7	事情変更による決定の取消し等（交付要綱第18条参照）	33
3.8	助成事業者情報の変更（交付要綱第20条参照）	33
3.9	交付決定の取消し（交付要綱第25条参照）	33
3.10	不正手続き等に対する措置（交付要綱第25条の2参照）	33
3.11	本助成金の返還（交付要綱第26条参照）	34
3.12	違約加算金（交付要綱第27条参照）	34
3.13	延滞金（交付要綱第28条参照）	35
3.14	他の助成金等の一時停止等（交付要綱第29条参照）	35
3.15	助成事業の経理（交付要綱第30条参照）	35
3.16	調査等、指導・助言（交付要綱第31条、第32条参照）	35
3.17	個人情報の取扱い（交付要綱第33条参照）	36
3.18	電子情報処理組織による申請等（交付要綱第34条参照）	36
4	必要書類一覧	38
4.1	事前申込に必要な書類	38
4.2	実績報告兼交付申請に必要な書類	39

1. 事業概要

1.1 目的

本事業は、令和7年度から11年度において都内の賃貸住宅の全住戸に、低圧電力一括受電（※）とともに太陽光発電システム等を導入する者に対し、当該設置に必要な経費の一部を助成することにより、太陽光発電システムによる電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立の向上を目的とするものです。

※低圧電力一括受電

賃貸住宅の所有者又は事業者が、需要家として電気を一括で調達し、賃貸住宅の住戸各戸に同居する最終利用者へ受け渡す行為であって、一括で50kW未満の電力契約を結ぶものをいう。

1.2 事業スキーム



- 都の出えん金による基金造成

都は、本事業の原資を公社に出えんし、公社は、その出えん金により基金を造成します。

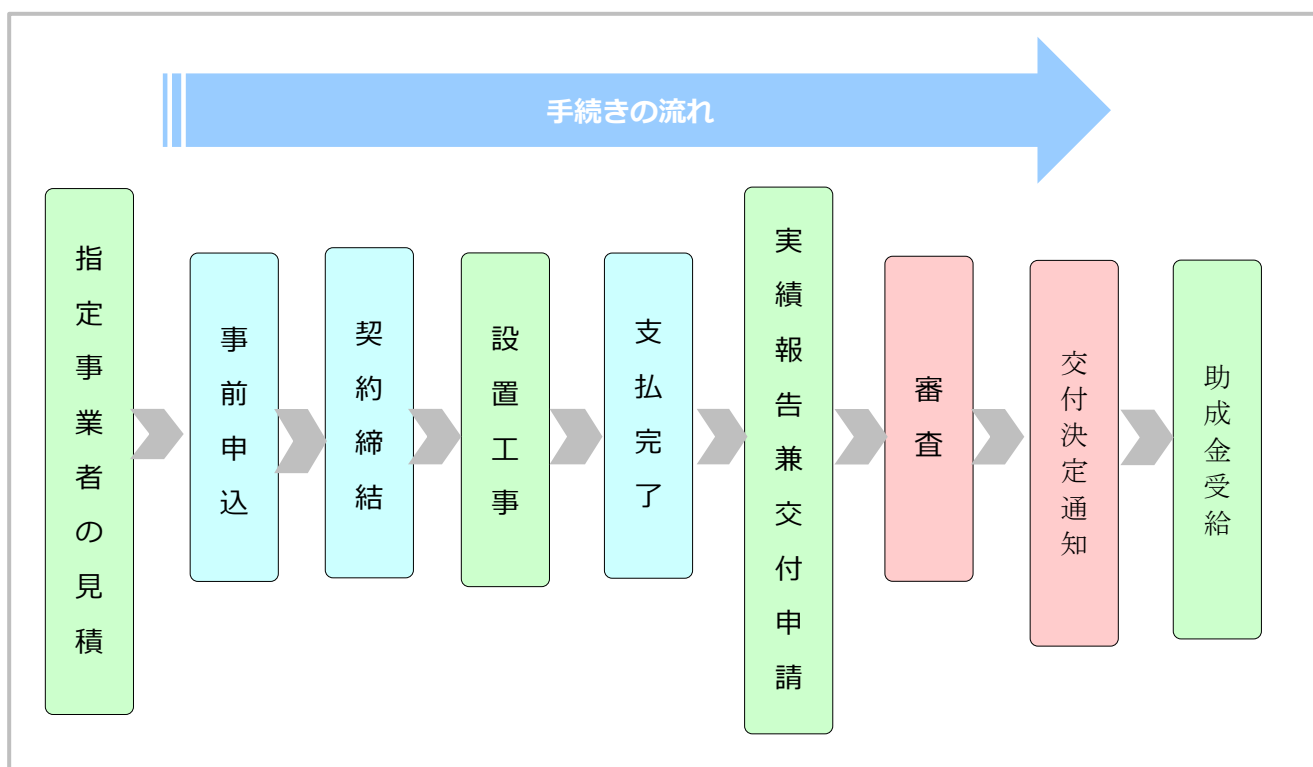
- 基金を活用した助成事業

公社は、基金を原資として、助成対象となる太陽光発電システム等及び低圧電力一括受電付帯設備の設置をされた方に対して、その経費の一部を助成します。

1.3 申請手続きの流れ

申請手続きの流れは以下のとおりです。

事前申込→低圧電力一括受電・太陽光発電システム等に係る契約→設置工事→交付申請兼実績報告→交付決定→助成金受給



公社 HP の電子申請フォームより手続きをお願いします。

事前申込前に契約締結されているものは助成対象となりませんので、**必ず事前申込を行い、事前申込受付日以降に契約締結**をしてください。また、助成金の審査は、低圧電力一括受電及び太陽光発電システム等の設置及び、支払完了後となります。

《注意事項》

- ・ 設置日の定義は、領収書に記載された領収日です。
- ・ 審査により交付決定を受けられなかった場合は、いかなる理由であっても自らの負担となります。
- ・ 助成対象の要件、手続き方法、必要書類等について必ずご確認ください、正しい手続きを行ってください。

1.4 事前申込（交付要綱第7条）

助成金の交付を受けようとする助成対象者は、あらかじめ公社 HP の電子申請フォームにアクセスし、事前申込を行う必要があります。

公社は事前申込受付完了した旨を、登録された認証用メールアドレスへ自動返信いたします。
電子申請の自動返信メールに記載の日付を事前申込受付日とします。

低圧電力一括受電システム及び太陽光発電システム等の設置に関する契約・リース等の**契約は公社より通知のあった事前申込受付日以降（同日可）**に助成対象となります。

《注意事項》

・事前申込受付日から3年以内又は令和11年3月30日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告が行われなかったものについては、無効となります。

《事前申込の内容を変更したいとき》

地位の継承により、事前申込時の助成対象者名と助成金の口座名義が異なる場合は、交付申請前に必ず手続きを行い、助成対象者名の変更を行ってください。

なお、助成対象者名以外の事前申込時の情報の誤記等があった場合は、交付申請時に修正が可能です。

設備内容（見積書・発電出力・金額）は、事前申込時点では概算情報となりますので、変更や記載誤りがあった場合の連絡は不要です。交付申請で提出いただく正しい書類で審査いたします。

1.5 交付申請（交付要綱第 11 条）

事前申込を行い、本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、事業終了後に公社HPの実績報告フォームにアクセスし、交付申請兼実績報告を行う必要があります。

※事業終了後とは、助成対象経費の支払い完了後を指します。

※支払完了前に交付申請を行った場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

《交付申請受理期間》

交付申請兼実績報告は、以下のいずれか早い日を期日とします。

1. 事前申込申有効期限（事前申込受付日から3年間）

2. 令和 11 年 3 月 30 日

提出された書類や入力情報に誤りが多い場合は、審査期間が長くなります。

また、提出書類の不備について、公社より修正を求めた日の翌日から起算して **180 日以内に修正を行わないときは、その申請を撤回されたものとみなし、助成対象外**といたします。

2. 助成内容

2.1 助成対象者 （実施要綱第4、交付要綱第3条参照）

本事業の交付の対象となる方（以下「助成対象者」という。）は、次の要件のいずれかに該当する方となります。

助成対象者

（ア） 太陽光発電システムを所有し、助成対象住宅に設置する個人又は法人

（イ） 太陽光発電システムを都内の住宅で使用するもの（以下「設備使用者」という。）と太陽光発電システムに係るリース契約（以下「リース契約」という。）を直接締結し貸与等行う事業者（以下「リース事業者」という。）

- ※ 助成対象機器を設置する助成対象住宅に他の者が所有する部分がある場合にあっては、助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。
- ※ リース事業者が申請を行う場合は、設備使用者等と共同で事前申込及び交付申請を行う必要があります。
- ※ 助成対象設備を導入した住宅における当該設備導入後の効果を検証するための情報、健康、快適性等の効果を検証するための情報を、都の求めに応じて提供すること。
- ※ リース事業者はリース等の契約者に対して助成金額の明示したうえで、助成金の還元を行うこと。
- ※ リース期間は原則、処分制限期間以上とすること。当該期間を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該期間が終了するまでの間は、太陽光発電システムが維持管理されるようにしなければならない。

～『リース契約』とは～

太陽光発電システムの所有者である貸主（いわゆるリース事業者）が、当該設備の借主（いわゆる利用者）に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものをいいます。

- ① リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ② 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

《助成対象外》

次のいずれかに該当する方は、助成対象外となります。

- (1) 国、地方公共団体
- (2) 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者。
- (3) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- (4) 暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- (5) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

2.2 助成対象事業の要件（実施要綱第4参照）

本事業の助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）となるためには、申請する住宅について、（１）と（２）の要件を満たしている必要があります。

また、太陽光発電システム、架台、電力量計、データ収集装置、蓄電池システムについては、（３）の要件をそれぞれ満たすものを対象とします。

太陽光発電システム等の設置場所については、（４）をご確認ください。

（１）住宅の要件

申請する賃貸住宅は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

住宅
・ 賃貸借契約を契約し、貸し出される賃貸住宅であること（※１） ・ 低圧電力一括受電による電力契約を結ぶ賃貸住宅であること ・ 専用住宅であること（※２）

※１…賃貸集合住宅又は賃貸戸建住宅を指します。

※２…１つの住戸を店舗用と居住用の２つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外です。

（２）低圧電力一括受電の導入

低圧電力一括受電の導入要件は、以下のとおりです。

低圧電力一括受電
・ 公社によって登録された事業者と低圧電力一括受電契約を結ぶこと ・ 賃貸集合住宅の場合、低圧電力一括受電の電力供給先は、全住戸であること ・ 賃貸戸建ての場合、低圧電力一括受電の電力供給先は、複数戸数であること（※）

※…同一オーナーが複数の賃貸戸建住宅を所有する場合、同じ敷地内のすべての住宅に低圧電力一括受電の電力を供給してください。

《注意事項》

- ・ 低圧電力一括受電契約を結ばずに太陽光発電システムを設置したものについては、助成対象外となります。
- ・ 公社の指定事業者以外から低圧電力一括受電を契約したものについては、助成対象外となります。

（３）太陽光発電システム、架台、電力量計、データ収集装置、蓄電池システム

①太陽光発電システム

太陽光発電システムの要件は、以下のとおりです。

太陽光発電システムの要件	
1	未使用品であること
2	都内の住宅又は、その敷地内に新規に設置されたものであること
3	公社に登録された事業者によって、設置されたものであること
4	太陽光発電による電力が、全居室へ供电されること
5	既存システムの一部として増設されたものではないこと
6	太陽光発電システムを構成するモジュールが次の（ア）（イ）いずれかの認証を受けていること。 （ア） 一般財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること （※）下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。 https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf （イ） 国際電気標準会議（ＩＥＣ）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること （認証の有効期限内の製品に限る。） ※認証の不明については、各メーカーにお問い合わせください。
7	太陽光発電システムの発電出力が 50kW 未満であること。 （kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（ＩＥＣ）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力（力率 0.95）の合計値の小数点以下第 3 位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。）

《注意事項》

- ・ 太陽光発電電力の使用場所は必ず**居室**（※）部分です。 居室部分で使用していない場合は助成対象外です。

※居室…住宅の住居の用に供する部分

- ・ 同じ太陽光発電システムに対しての複数回の申請は認められません。
また、都及び公社の助成金の交付を過去に受けている太陽光発電システムについて、重複して申請することは認められません。
- ・ 既に太陽光発電システムが設置されていても、新たな太陽光発電システム一式に取り替える場合は対象となります。（モジュールのみ増設は対象外）
ただし、過去に助成金を受けて設置した太陽光発電システムを設置日から 17 年経過する前に処分する場合は、あらかじめクール・ネット東京へ処分承認申請を行い、助成金の一部を返納する必要がありますので、必ずクール・ネット東京にお問い合わせください。

②架台

架台の要件は、以下のとおりです。

太陽電池モジュールを設置するための架台の要件	
1	未使用品であること
2	公社によって登録された事業者によって設置されたものであること
3	陸屋根の賃貸集合住宅及び賃貸戸建住宅への①の要件を満たした太陽光発電システムの設置に伴うこと
4	住宅とは異なる敷地内の建物に設置した場合は、陸屋根でありかつ電力を使用する住宅が集合住宅又は既存単価を使用する戸建住宅であること

② 電力量計

電力量計の要件は、以下のとおりです。

電力量計の要件	
1	未使用品であること
2	都内の賃貸住宅に新規に設置されるものであること
3	公社によって登録された事業者によって設置されたものであること
4	計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定を受けた電力量計であること。

③ データ収集装置

データ収集装置電力量計の要件は、以下のとおりです。

データ収集装置電力量計の要件	
1	未使用品であること
2	都内の賃貸住宅に新規に設置されるものであること
3	公社によって登録された事業者によって設置されたものであること
4	電力データを都及び公社に提供可能なものであること

⑤ 蓄電池システム

蓄電池システムの要件は、以下のとおりです。

蓄電池システムの要件	
1	未使用品であること
2	都内の賃貸住宅に新規に設置されるものであること

3	公社によって登録された事業者によって設置されたものであること
4	対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用されていること。
5	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）ホームページ https://zehweb.jp/registration/battery/

※蓄電池システムのための設置は助成対象外です。

《太陽光発電システム等の設置場所》

太陽光発電システム等は、**助成対象住宅又はその敷地内**に設置するものとします。

本助成金における敷地内の定義

敷地内とは①②を満たすものです。

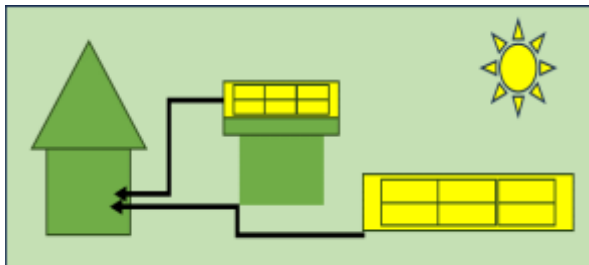
① 登記事項証明書の記載で土地の種目が『宅地』

※ 宗教法人の申請の場合は『境内地』可

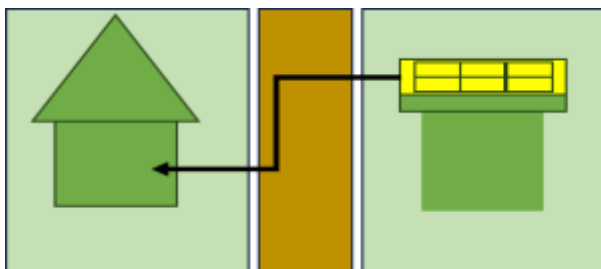
② 一団の土地であること

太陽光発電システムを設置する場所と太陽光発電電力を使用する住宅が建つ土地が連続する筆であること

※ 設置場所と発電した電力を使用する住宅の間に、公道や畑などが含まれて分断されている場合は、敷地内となりません。



＜敷地内に該当＞



＜敷地内に該当しない＞
道路や農地で分断されている

2.3 助成対象経費（実施要綱第4、交付要綱第5条参照）

助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

	費目	項目
助成対象 経費	機器費	・ 太陽光発電モジュール ・ パワーコンディショナ（専用） ・ 保護装置・昇圧ユニット ・ 接続箱 ・ 直接開閉器 ・ 交流開閉器 ・ 電力モニター（HEMSを除く） ・ 余剰電力販売用電力量計 ・ 配線、配線機器等 ・ 電力量計 ・ データ収集装置 ・ 蓄電池システム
	工事費 (材料費)	・ 太陽光発電システム等設置工事費用 ・ 低圧電力一括受電付帯設備設置工事費用 ※陸屋根上乗せ工事がない場合は、太陽光発電システムの架台の設置費用は工事費に含む
助成対象 外経費		・ 太陽光発電システム等、低圧電力一括受電付帯設備設置のための必須工事ではないもの ・ 太陽光発電システム等、低圧電力一括受電付帯設備設置工事以外の工事費が含まれ助成対象経費を明確に分けられないもの ・ 足場代（新築住宅のみ） ・ 建物の建築費用、補修補強工事費用、撤去工事費用、修繕費用

※ 見積書に値引きを計上している場合は、値引き後の経費に対して助成対象経費を算定してください。



利益等排除について

助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとします。

(1) 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分がある場合

当該調達品の原価（当該調達品の製造原価又は当該工事の工事原価）をもって、助成対象経費とします。

なお、原価であると証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（以下、「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は、0とします。）をもって、市場流通価格から利益等相当額の排除を行います。

助成対象経費 = 製造原価（又は工事原価）

また上記が証明できない場合は、以下により算出します。

助成対象経費 = 市場流通価格 × (1 - 売上総利益率)

(2) 助成対象経費に助成対象者と100%同一の資本に属する関係会社からの調達分がある場合

当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が当該調達品の製造原価以内（又は当該工事の工事原価以内）であると証明できる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費とします。

なお、それが証明できない場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって、取引価格から利益等相当額の排除を行います。

補助対象経費 = 調達先の製造原価（又は工事原価）

また上記が証明できない場合は、以下により算出します。

補助対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の売上総利益率)

(3) 助成対象経費に助成対象者の関係会社からの調達分がある場合

(上記(2)の場合を除く。)

当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が当該調達の製造原価（又は当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。

なお、それが証明できない場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下、「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は、0とします。）をもって、取引価格から利益等相当額の排除を行います。

助成対象経費 = 調達先の製造原価（又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

また上記が証明できない場合は、以下により算出します。

助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

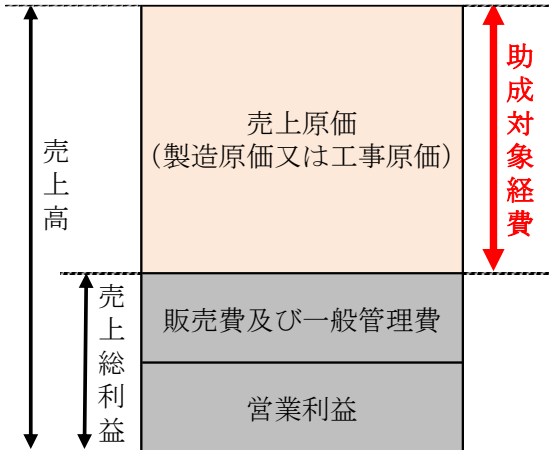
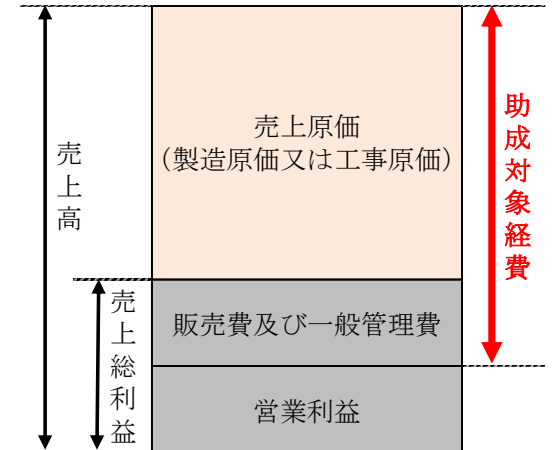
備考

- ① この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社、同条第 5 項に規定する関連会社並びに同条第 8 項に規定する関係会社をいいます。

「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

ただし（２）及び（３）の場合において、当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該関係会社を含む３社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りではありません。

<助成対象経費のイメージ>

（１）助成対象事業者が自社から調達する場合 （２）100%同一の資本に属する関係会社から調達する場合 	（３）助成対象事業者の関係会社（左記（２）を除く）から調達する場合 
上記内容の判定に当たっては、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。 書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。	

<参考> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（抄）

（定義）

第 8 条 1 ～ 2 （略）

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一～三（略）

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。



【工事請負契約書又は売買契約書等について】

事前申込受付前に契約締結、工事、支払いしたものに係る経費は、助成対象となりません。

- 委託者は、事前申込者（リース契約の場合は共同申請者）と同一人としてください。
- 本事業で対象とする工事は、必ず書面での契約を行ってください。
実績報告書提出時に、太陽光発電システム等設置に係るすべての契約書を提出していただきます。
 - ※ 契約内容は太陽光発電システムの設置のための契約内容であること
 - ※ 『太陽光発電システム』設置等の記載又は、モジュール・パワコンのメーカー名・型番等の記載があること
 - ※ 発注書・発注請書で締結した場合はセットで提出すること
 - ※ 契約の締結が確認できない場合は助成対象となりませんので、ご注意ください。
 - ※ 工事請負契約書・売買契約書・領収書の印鑑が不鮮明の場合、再提出をお願いする場合があります。
- 工事請負契約書・売買契約書・注文請書・領収書には必ず収入印紙を貼り、割り印を押してください。（電子契約の場合は、不要です）
- 領収書、工事請負契約書・売買契約書・注文請書の請負金額の二重線での訂正は認めておりません。
追加や変更があった場合は覚書や追加契約書を、誤りの場合は必ず正しい内容で再発行してください。
- 電子契約の場合、「電子契約締結証明書」や「合意締結証明書」をあわせて提出してください。なお、「電子契約締結証明書」や「合意締結証明書」に記載の日付は電子契約書やその他提出書類と整合が取れる必要があります。
- リース事業者が申請者となる場合、助成金を還元する方法についての覚書又は契約金額から助成金額を控除する方法について取り決めた写しの提出をしていただきます。

- 契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出してください。

なお、商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様とします。

※ 「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事实績のＨＰ掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

2.4 助成金の交付額（実施要綱第4条、交付要綱第6条参照）

助成金の交付額を算出する方法は次のとおりとし、下記で算出した金額の合計が助成金の交付額となります。

【太陽光発電システムの発電出力(kW)※】 × 【発電出力に乘じる額】

※1,000 円未満切り捨て

- 上限額は、算定額上限額又は太陽光発電システム設置工事費用(機器費及び工事費)のいずれか低い額となります。

※助成金は、実際に支払った金額(税抜き)を超えては交付できません。

※ 太陽光発電システムの発電出力は、(a)又は (b) の値のうち、いずれか小さい値

(a) 太陽電池モジュールの公称最大出力×使用枚数

(b) パワーコンディショナ定格出力（力率 0.95）

（パワコンを複数設置する場合はその系列ごとに算出した太陽光発電システムの発電出力の合計値）

【本助成金で使用する単価名称について】

新築住宅（新築単価）	太陽光発電システムを住宅建築と同時に設置する場合
既存住宅（既存単価）	既存住宅に新たに太陽光発電システムを設置する場合

本助成金では「新築住宅」と「既存住宅」では助成単価が異なります。

① 太陽光発電システムの場合

太陽光発電システム		助成金額	上限額
新築住宅	3.6 kW 以下	18 万円/kW	54 万円/棟
	3.6 kW 超 50kW 未満	15 万円/kW	助成対象経費の合計金額
既存住宅	3.75kW 以下	30 万円/kW	90 万円/棟
	3.75kW 超 50kW 未満	24 万円/kW	助成対象経費の合計金額

② 架台設置経費

陸屋根の集合住宅に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置する場合上乗せできます。

陸屋根の架台設置	助成金額	上限額
	20 万円/kW	架台の材料費及び工事費の 合計金額

③ 防水工事経費

陸屋根の集合住宅の建築後に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置し、及び防水工事を施工する場合は上乗せできます。

防水工事 (既存住宅に限る)	助成金額	上限額
	18 万円/kW	架台の材料費及び工事費の 合計金額

④ 機能性 PV

太陽光発電システムを設置する際に、太陽光電池モジュール及び周辺機器が『優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定製品』に該当している場合は、下記の計算式で算定された金額を上乗せできます。

【機能性 PV 出力（換算値）】 × 【機能性 PV に乗じる額】

（PV 出力最適化は発電出力）

機能性 PV 出力（換算値）の算出方法（機能性 PV の区分毎に計算して下さい。）

$$\text{機能性 PV 出力 (kW)} = \frac{\text{【太陽光発電システム発電出力 (kW)】} \times \text{【機能性太陽光モジュールの出力 (kW)】}}{\text{【太陽光モジュールの公称最大出力 (kW)】}}$$

認定製品基準（太陽電池モジュール）	区分	機能性 PV に乗じる額
市場における標準品との価格差が大きい	小型（多角形・建材形）	8 万円/kW
	建材一体型（屋根）	8 万円/kW
	防眩型	8 万円/kW
市場における標準品との価格差が中程度	小型（方形）	5 万円/kW
	軽量型	5 万円/kW

認定製品基準（周辺機器）	区分	発電出力に乗じる額
市場における標準品との価格差が中程度	PV 出力最適化（マイクロインバータ）	2 万円/kW
市場における標準品との価格差が小さい	PV 出力最適化（オプティマイザ）	1 万円/kW

「[【令和 6 年度】 優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定](#)」

※上記 URL にて認定製品の詳細及び注意事項等をご確認下さい。

⑤ 蓄電池システム

蓄電池システム	助成額	上限額
	12 万円/kWh	216 万円/棟

※ 蓄電池システムは、太陽光発電システムの設置に伴い、新規に設置されるときに助成対象になります。

国又は他の地方公共団体による補助金と併給する場合

・本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。

（都の助成金額＋国及び他の地方公共団体の重複する補助金の額≦助成対象経費）

・国又は他の地方公共団体の補助金交付先が本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に当該補助金の交付金を享受する者が本事業の助成対象者と同一人であれば、本事業と併給するものと見なします。

2.5 交付の条件（交付要綱第 12 条参照）

本助成金の交付にあたり、本事業の目的を達成するため、事前申込を行った助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとします。また併せて、その他公社が必要と認める条件を付す場合もあります。

（１）助成対象工事の完了期限

令和 11 年 3 月 30 日までに助成対象工事を完了させてください。

（２）交付申請兼実績報告

交付要綱第 12 条第 1 項で定められた時期(令和 11 年 3 月 30 日)までに、公社 HP のフォームより交付申請兼実績報告を行ってください。

（３）周辺環境への配慮

助成対象機器の設置にあたっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守してください。

（４）善管注意義務

助成事業者は、本交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、交付要綱第 15 条第 2 項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

（５）現地調査等への協力のお願い

助成事業者は、公社が取得財産等の稼働状況等の現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等を実施いたしますので、それに協力してください。

（６）公社が求める情報等の提供

助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社から求められたときは、公社が指定する期日までに提供してください。

(7) 他の都又は公社から交付される助成金との併給はできません

助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給することはできません。

(8) 都の資金を原資とした区市町村の補助金との併給はできません

助成事業者は、助成対象経費について都の資金を原資とした区市町村から交付される補助金を受給することはできません。

(9) 交付要綱その他法令の遵守

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

(10) 情報の提供

助成事業者は、助成事業の完了後、本事業の成果を検証するために必要な情報について都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供してください。

(11) 成果活用への協力をお願い

助成事業者は、本事業の実施後、その成果を都又は公社の事業において活用することについて都又は公社から協力の依頼があった場合は、それに協力してください。

(12) 賃貸住宅の入居者との電力契約

電力の小売営業に関する指針（平成 28 年 1 月制定、令和 6 年 4 月 1 日最終改定、経済産業省）と別途公社が示すガイドラインに即した契約が締結されるようにしてください。

3. 申請の方法

本事業は、令和7年度から令和11年度（事前申込は令和9年度）まで実施します。事前申込及び交付申請は、実施期間内に行ってください。

また、公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者もしくは手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して180日以内に、当該不備の修正を行わないときは、その申請は撤回されたものとみなすことがあります。

3.1 事前申込（交付要綱第7条参照）

事前申込受付期限： 公社が定める日の17：00まで ※公社必着

- 申請受付期間に受付けた申請は先着順に受理し、審査を行います。
- 上記期限を過ぎて公社に到着したものは、受け付けられませんので、ご注意ください。
- 事前申込の手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- 受理した事前申込書の申請額合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を停止します。
- 予算超過日に複数の申請書が到着した場合は、到着した申請書の中で抽選を行います。
- 天災地変等、助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合は、申請期間を変更することもあります。

3.2 事前申込の廃止（交付要綱第8条参照）

事前申込を廃止するときは、「事前申込廃止申請書（別記第14号様式）」を作成し、公社に提出してください。

3.3 交付申請（交付要綱第11条参照）

交付申請受付期限： 令和11年3月30日（金）17時まで ※公社必着

助成事業者は、太陽光発電システム等の設置及び当該設置に係る支払が完了した日(以下「支払等完了日」という)から令和 11 年 3 月 30 日までに、公社 HP の交付申請フォームより交付申請兼実績報告書及び添付書類を提出してください。

※ 提出期限を過ぎた場合、書類を受理しませんので、施工計画及び支払等完了日にご注意ください。

※ 天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合は、提出期限の見直しを行う場合もあります。

- 太陽光発電システム等ならびに低圧電力一括受電付帯設備の設置に係る支払が完了した日とは、工事請負代金の全額が当該工事請負業者（施工業者等）に支払われた日となります。当該工事請負業者発行の領収書が必要となりますので、支払委託契約又は個別クレジットを利用する場合は、クレジット会社等が立替払いする日程をご確認の上、実績報告書を作成してください。
- 提出された書類は、返却しませんので、必ず申請者用として手元に控え（押印済みのもの）を 1 部ご用意ください。
- 報告及びアンケートの提出等について、健康、快適性等の効果を検証するための情報を、都又は公社の求めがあった場合は、それに協力してください。

3.4 手続代行者（交付要綱第 9 条、10 条参照）

申請者は、本助成金の交付申請等に係る手続きの代行を、施工業者等の第三者に対して依頼することができます。

助成金の事前申込・交付申請等に係る手続きの代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行者は交付要綱第 3 条各号のいずれにも該当しないものであって、交付要綱及びその他公社が定める事前申込・交付申請等に係る全ての要件を理解し、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって責任をもって対応してください。

※ 公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。

3.5 助成金額の確定及び助成金の交付（交付要綱第 15 条参照）

公社は、助成事業者から提出された交付申請兼実績報告について、書類審査及び必要に応じて実施する現地調査等を行い、条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を「交付決定兼助成金確定通知書（別記第 15 号様式）」により当該助成事業者に対して通知し、助成金の支払いを行います。

- 審査の過程で、書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行うことがあります。その際はご協力をお願いいたします。
- 審査中の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。
- 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- 助成金の確定通知は、郵送にて行います。送付先は、手続代行者ではなく、申請者住所となります。

3.6 申請の撤回（交付要綱第 17 条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、助成金交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して 7 日以内に申請の撤回をすることができます。

申請の撤回をする場合は、「助成金交付申請撤回届出書（別記第 7 号様式）」を公社に提出してください。

3.7 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 18 条参照）

本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合、公社は本助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合があります。

3.8 助成事業者情報の変更（交付要綱第 20 条参照）

助成事業者は、住所等の変更があった場合、速やかに「助成事業者情報の変更届出書（別記第 8 号様式）」を公社に提出してください。

助成事業者	変更内容	提出書類
個人	住所等	住民票、本人確認書類
法人	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等	商業登記簿又は印鑑登録証明書

3.9 交付決定の取消し（交付要綱第 25 条参照）

助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- （１）助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- （２）助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は本要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。

※ 交付すべき本助成金の額が確定した後でも、交付決定の取消しの要件に該当した場合は、助成金の交付決定を直ちに取り消します。

3.10 不正手続き等に対する措置（交付要綱第 25 条の 2 参照）

交付申請者、助成事業者又は手続代行者（以下「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により手続きを行い、又はその他法令の規定に違反する行為を行った場

合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることとします。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなします。

- (1) 不交付の決定、交付決定の取消し、本助成金の返還の請求及び違約加算金の納付の請求。
- (2) 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

3.11 本助成金の返還 (交付要綱第 26 条参照)

- (1) 助成事業者による事業内容の虚偽申請、助成金等の重複受給、その他違反が判明した場合、公社は助成事業者に対し、交付決定の全部又は一部を取消します。助成事業者は、交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該助成金の額が本手引き「2.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内に、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1) 及び (2) により本助成金の返還請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければなりません。

3.12 違約加算金 (交付要綱第 27 条参照)

- (1) 助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は助成事業者に対し、本助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く）に応じて、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 延滞金 (交付要綱第 28 条参照)

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに当該返還金(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- (2) 助成事業者は、(1)による延滞金の納付の請求を受けたときには、これを公社に納付しなければなりません。

3.14 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱第 29 条参照)

公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

3.15 助成事業の経理 (交付要綱第 30 条参照)

助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区別した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えなければなりません。

さらに、これら帳簿や証拠書類は、助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 10 年間、管理・保存しておかなければなりません。

3.16 調査等、指導・助言 (交付要綱第 31 条、第 32 条参照)

公社は、助成事業者に対し、次のとおり調査等、指導及び助言を行う場合があります。

(1) 調査等

公社は、助成事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関する報告を求め、助成対象住宅等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、又は関係者に質問を行います。助成事業者は、これらの調査等に応じてください。なお、応じていただけないときは、交付決定の取消しをする場合があります。

(2) 指導・助言

公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者は、公社から受けた指導及び助言に従ってください。なお、従っていただけないときは、交付決定の取消し又は本助成金の返還を行う場合があります。

3.17 個人情報の取扱い (交付要綱第 33 条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し及び都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う低圧電力一括受電付帯設備及び太陽光発電システム等の設置に係る補助金その他の補助金等の交付事業に関わる目的にのみに使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.18 電子情報処理組織による申請等 (交付要綱第 34 条参照)

次の各号に掲げる本事業に係る手続きについては、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができます。

- (1) 本助成金の交付申請
- (2) 助成金交付申請の撤回の届出
- (3) 助成事業者情報の変更の届出

- (4) 一般承継による助成事業者の地位承継の届出
- (5) 一般承継による助成事業者の地位承継辞退の届出
- (6) 契約等による助成事業者の地位承継の承認申請
- (7) 助成事業の廃止の届出
- (8) 助成事業の実績の報告
- (9) 取得財産等の処分の承認の申請
- (1 0) 助成金の返還の報告

4.必要書類一覧

- ・ Word Excel 形式で添付された書類については、受理できません。必ず PDF 変換してからご提出下さい。
- ・ iPhone/iPad のカメラで写真撮影した画像を添付する場合は、「JPEG」形式に変更してください。
- ・ HEIC 形式、ZIP 形式の添付は不可です。

4.1 事前申込に必要な書類

	必要書類	備考
1	設置予定機器の見積書	見積時発行された実際の見積書 後日契約変更があった場合は、交付申請時に契約書と一緒に添付すること
2	誓 約 書	事前申込フォームの誓約事項をすべて確認し、同意する場合はチェックすること 同意できない場合は、事前申込できません

このほか、太陽光発電システムの発電出力等を事前申込フォームに入力してください。
見積書の宛名・契約書の契約者・領収書の宛名・口座名義が事前申込者名であることを確認してください。

4.2 実績報告兼交付申請に必要な書類

必要書類	備考
1 申請者の実在を証明するもの（本人確認書類）	【申請者が個人の場合】 次のいずれか1つを提出してください。※有効期限内のもの ①運転免許証 ②運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） ③健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） ※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号(QRコード含む)にマスキングをしたもの ④個人番号カードの表面（マイナンバーカード） ※マイナンバーにマスキングをしたもの ⑤住民基本台帳カード ⑥パスポート ※住所の記載がされているもの ⑦外国人登録証明書 ⑧在留カード ⑨特別永住者証明書 ⑩身体障害者手帳 ⑪療育手帳 ⑫精神障害者保健福祉手帳 ※住民票不可 ※いずれも日本で発行されたものであること ※現住所・氏名の記載があるもの（住所と氏名が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁が必要です。） 【申請者が法人の場合】 次のいずれか1つを提出してください。※発行後6か月以内のもの。 ①商業登記簿（現在事項証明書又は履歴事項証明書） ②法人印の印鑑登録証明書
2 共同申請者の実在を証明するもの	共同申請者がいる場合に限る。 【申請者が法人の場合】 次のいずれか1つを提出してください。※発行後6か月以内のもの。 ①商業登記簿（現在事項証明書又は履歴事項証明書） ②法人印の印鑑登録証明書
3 助成事業に係る工事契約書又は売買契約書等	・ 公社より通知のあった事前申込受付日以降（同日可）に契約締結を行ったもの ・ 太陽光発電システムの助成金に係る契約に変更があった場合は、そのすべての契約書を提出してください。

必要書類		備考
		・発注書・発注請書はセットで提出してください。 ・電子契約書の場合、電子契約締結証明書等を提出してください。 以下の内容がわかる書類を提出してください。 ①契約内容（太陽光発電システムの設置のための契約内容であること） 「太陽光発電システム」設置等の記載又は、モジュール・パワコンのメーカー名・型番当の記載があること ②工事場所（設置場所） ③契約日 ④契約者名（注文者名） ⑤注文者、請負者の両方の押印
4	助成事業に係る領収書・領収書の内訳	・領収書の日付が実績報告書提出期限までの間のものであること ・領収書の日付は事前申込の受付日より後のものであること ・下記項目が記載されている領収書を提出してください。 ①宛名（事前申込の申請者名であること） ②設置場所住所 ③領収日 ④発行者（販売事業者）名 ⑤発行者（販売事業者）押印 ⑥収入印紙及び割印（消印） ⑦領収金額 ⑧助成対象機器の設置に係る費用（機器費、材料費及び工事費それぞれの詳細の項目、金額 ※消費税及び地方消費税は除く） ・架台を設置する場合、架台の設置に係る材料費及び工事費それぞれの詳細の項目、金額を明記してください。 ・防水工事を施工する場合、防水工事にかかる材料費及び工事費それぞれの詳細の項目、金額を明記してください。
5	太陽光発電システムの保証書又は出荷証明書	・モジュール、パワーコンディショナ、架台、蓄電池システム及び周辺機器の保証書又は出荷証明書を提出してください。 ・助成対象機器それぞれについて以下の記載があること。 ①申請者名 ②メーカー名、型番（パッケージ型番不可） ③枚数、台数 ④出荷証明書：出荷日 保証書：保障開始日もしくは引渡日

必要書類		備考
		⑤設置場所住所
6	低圧電力一括受電付帯設備の施工 証明書若しくは出荷証明書	以下の記載があること。 ①出荷証明書：販売業者が工事請負契約をした業者宛 施工証明書：工事請負事業者が助成事業者（申請者）宛 ②社印の押印 ③メーカー名、型番（パッケージ型番不可） ④台数 ④出荷日又は施工日 ⑤出火場所又は施工場所
7	国及び他の地方公共団体による補助金において受領した交付額確定通知書等	国又は他の地方公共団体（区市町村）の補助金等を受給した場合のみ ※交付申請は受給後に行うこと ・受給額が確定されたことがわかる通知書等の写し（例：交付額確定通知書・支給決定通知書・補助金交付請求書兼口座振替依頼書等） ・太陽光発電システムのための受給金額の記載がある内訳書類（例：金額内訳の記載がある申請書・交付決定通知書・算出根拠が記載されている HP の写し等）
8	接続契約のご案内等（写し）	電力会社との電灯契約が確認できる書類です。以下が確認できるものを提出してください。 ・太陽光発電システムで発電した電気が当該システムを設置した住宅で使用されている事実確認できること ・太陽光発電システムの系統連結に伴う電力会社との契約締結後のものであること
9	太陽光発電システム設置概要書	フォームに以下を入力してください。 ・太陽電池モジュールのメーカー、各費目明細と数値 ・パワーコンディショナのメーカー、各費目明細と数値
10	太陽電池モジュールの設置完了後の写真	・鮮明な写真であること（カラー） ・モジュールすべての接地面を撮影すること
11	低圧電力一括受電付帯設備の計算書	電力量計とデータ収集装置の費目を種別ごとに記入したもの
12	太陽光発電システム・受電付帯設備・電力量計の完成電気系統図（単線結線図）	・完成版の配線ルート図を提出すること ・見積書に記載のある設備はどの図面に記載があるか記入すること ・番号等をふること
13	太陽光発電システム・受電付帯設備・電力量計の完成配線ルート図	・完成版の配線ルート図を提出すること ・見積書に記載のある設備はどの図面に記載があるか記入すること

必要書類		備考
		・番号等をふること
14	助成対象設備を設置した賃貸住宅が構造上安全であることを証明する書類	荷重計算等の内容が確認できるもの
15	蓄電池システムの設置に係る書類	蓄電池システムを設置した場合に提出してください。 ・工事契約書又は売買契約書等 ・領収書・領収書の内訳 ※蓄電池の設置に係る材料費及び工事費それぞれの詳細の項目、金額を明記してください。
16	平面図	助成対象設備の設置場所を示した図を提出してください。
17	助成対象設備を使用する住宅の全景写真	・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれてもよい ・カラー印刷又はカラープリント写真であること ・写真の大きさはサービス判（Lサイズ 127×90mm）以上であること ※日没後に撮影したものなどで建物の全景がはっきりと確認できない場合や、住居用の住宅か否かが確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
18	助成対象設備設置完了後の写真	・設置した助成対象機器が確認できる写真を提出してください ・型番及び製造番号（銘板）が確認できること ・各写真に番号をふり、完成配線ルート図と照らしあわせてどの部分の写真なのかが分かるようにしてください ・カラー写真もしくはカラー印刷であること
19	助成対象住宅の登記事項証明書	・発行後6か月以内のもの ・申請者が所有者として登記されていることが確認できるもの ・法務局の公印があるもの ・陸屋根の場合、建物登記で陸屋根と確認できること
20	賃貸住宅所有者と入居者で行う受電契約書のひな形若しくは一括受電に対する説明資料等	低圧電力一括受電開始にともなう入居者との受電契約書、又は入居者へ低圧電力一括受電契約を案内した説明資料を提出してください。
21	賃貸住宅所有者と電力供給事業者で行う受電契約書	電力小売事業者と結んだ低圧一括受電契約の受電契約書を提出してください。
22	賃貸借契約書又は賃貸広告	・入居者がいる場合、賃貸契約書を提出してください。 ・入居者がいない場合は、不動産広告等、賃貸住宅として使用していることがわかる書類を提出してください。

必要書類		備考
23	リース契約書	助成対象設備に係るリース契約を締結した場合に限る。 契約を締結した事業者及び事業者又は個人双方の印があるもの。電子契約書の場合、電子契約締結証明書等が必要。 ・リース事業者と共同申請する場合に提出してください。 ・リース料金から助成金相当額分を減額してください。 ・リース期間は原則法定耐用年数の期間以上としてください。（法定耐用年数を下回る契約の場合は、リース期間満了後に再リースを行うか、申請者へ所有権移転が行われるような契約としてください。）
24	支払委託契約	・支払委託契約を利用する場合に提出してください。 ・助成金が申請者に支払われたときに、助成金の全額が直ちに該当支払い委託の事業者に一括で支払われる旨の規定となっている必要があります。
25	通帳・口座証明書	・助成事業者（リース契約の場合は共同申請者）と同一の口座名義としてください。 ・以下の5点が確認できるもの ①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人氏名 例 通帳の振込口座情報記載頁の見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの両面印刷等 ※上記の①～⑤が記載されていることを確認のうえ、提出してください。 ・細部まではっきりと確認できるようコピーしてください。
26	その他公社が必要と認める書類	・その他、必要なものとして公社から要求があった場合は提出してください。